

## Q&A

	質 問	回 答
1	どのような制度ですか。	令和4年4月から体外受精及び顕微授精が保険適用されましたが、その治療を保険適用で受けた際に、併せて実施した「先進医療」にかかった費用について、助成を行う制度です。 <u>東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業より助成上限額15万円の助成を受けていることが条件です。</u>
2	いつから開始した治療が対象ですか。	令和4年4月1日以降から開始した治療が対象です。
3	年齢要件はありますか。	あります。 保険診療と同じです（保険診療の治療開始日における妻の年齢が42歳までの夫婦が対象です）。
4	助成回数の制限はありますか。	あります。 保険診療と同じです（保険診療の治療開始日における妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています）。
5	所得制限はありますか。	ありません。
6	提出期限はいつまでですか。	東京都が発行した「特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書」右上に記載の承認決定日後6ヶ月以内に提出ください。
7	指定した口座への振込はいつ頃になりますか。	最短で受付日の翌月の月末になります。 例えば、2月5日に受付を行うと、3月末に口座へ振り込みます。